

意見書案第9号

産地づくり交付金等の税制特例による  
一時所得扱いの継続について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成19年12月14日提出

議会運営委員会  
委員長 鎌 田 誠

## 産地づくり交付金等の税制特例による

### 一時所得扱いの継続を求める意見書

国はこれまで、米の需給調整に対する支援措置として、議員立法により「水田農業構造改革交付金等についての特例措置」を講じ、産地づくり交付金等を一時所得扱いとしてきた。

しかし、本年度から担い手の育成・確保を名目に、米政策改革推進対策に係る交付金は「経営基盤強化準備金制度」に移行させ、産地づくり交付金の税制特例を継続しない方針を示している。

米の需給調整はここ数年、過剰作付けで供給過剰の状態に陥っており、市場価格は生産コストを下回る大幅な下落を続け、国の指導に従い需給調整に参加し、米の安定供給に努めている稲作農家ほど経営が悪化している。

こうした状態の中で、産地づくり交付金を「経営基盤強化準備金制度」へ移行させても、対象となる農家は担い手に限定されるばかりか、対象農家でも準備金の積み立てが行える農家はごく少数である。さらに、税制特例の継続を取りやめることになれば農家の課税強化となり、経営悪化に拍車を加えることになる。

需給調整の参加メリット措置が失われると、需給調整システム自体が完全に崩壊し、国民の主食である米の安定供給はもとより、農業全般に深刻な打撃を与えること必至である。

このため、米の需給・価格の安定及び農業経営の安定を図るため、産地づくり交付金等については、本年度も前年同様税制特例を講じ一時所得扱いが継続されるよう、次の事項を強く求める。

## 記

米政策改革推進対策に係る交付金（産地づくり交付金）については、経営基盤強化準備金制度の対象から除外するとともに、平成 19 年度以降も税制特例による一時所得扱いを継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 日

岩見沢市議会

## 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣